

華誠の知的財産権ニュースレター

2025年03月 第九十五期

目次

特許

2024年 特許調査報告シリーズ——テーマ1：特許創出の質の継続的向上 2

著作権

中国国家版權局、2024年の全国著作権登録状況を公表 7

知的財産権

中国国家金融監督管理総局、国家知識産権局、国家版權局による「知的財産権金融エコシステム総合試行作業方案」の公布に関する通知 8

『国務院による涉外知的財産権紛争処理に関する規定』が2025年5月1日より施行される 9



公式サイト：www.watsonband.com

Eメール：mailip@watsonband.com | mail@watsonband.com

特許

2024年特許調査報告シリーズ——テーマ1：特許創出の質の継続的向上

2024年の調査によると、中国企業の特許研究開発意欲は持続的に強化されており、研究開発への投資が一層拡大し、産学連携によるイノベーションがより活発になり、特許情報の活用もより広範になっていることが明らかになった。

（一）企業における研究開発による特許取得割合の継続的上昇

1. 「第十四次五カ年計画」期間以降、企業の発明特許における研究開発による取得割合は高水準を維持

2024年、中国企業の発明特許のうち、研究開発活動を通じて取得された割合は86.6%に達し、前年比で1.8パーセントポイント上昇、2021年比では2.1パーセントポイント上昇した。これは、「第十四次五カ年計画」期間が開始して以降、安定した上昇傾向を維持していることを示している（図1参照）。

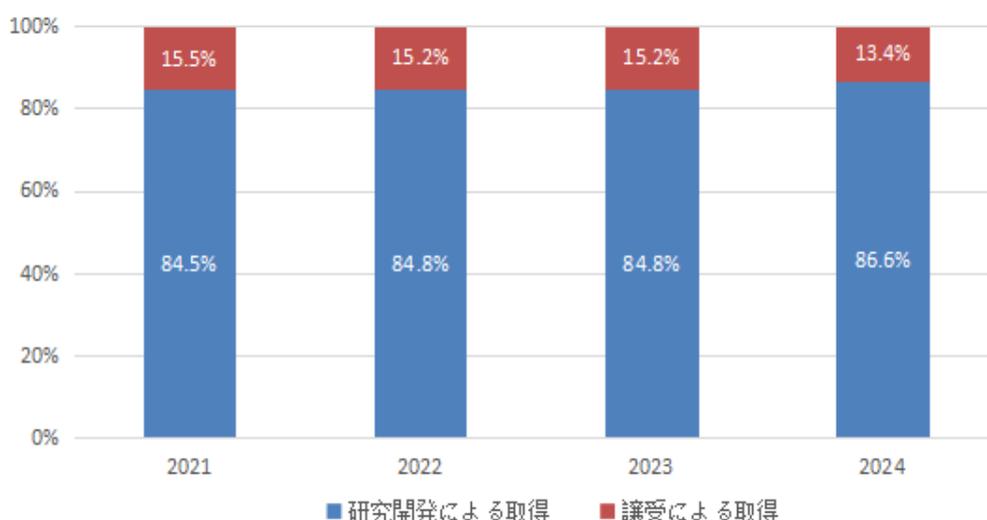


図1 企業における発明特許の取得方法（2021～2024年）

2. 新興産業で相対的に高い研究開発による発明特許の取得割合

調査によると、戦略的新興産業および未来産業分野の企業における発明特許のうち、研究開発を通じて取得された割合は、それぞれ89.7%および90.8%であった。これは、企業全体の水準と比較して、それぞれ3.1パーセントポイント、4.2パーセントポイント高い（図3参照）。

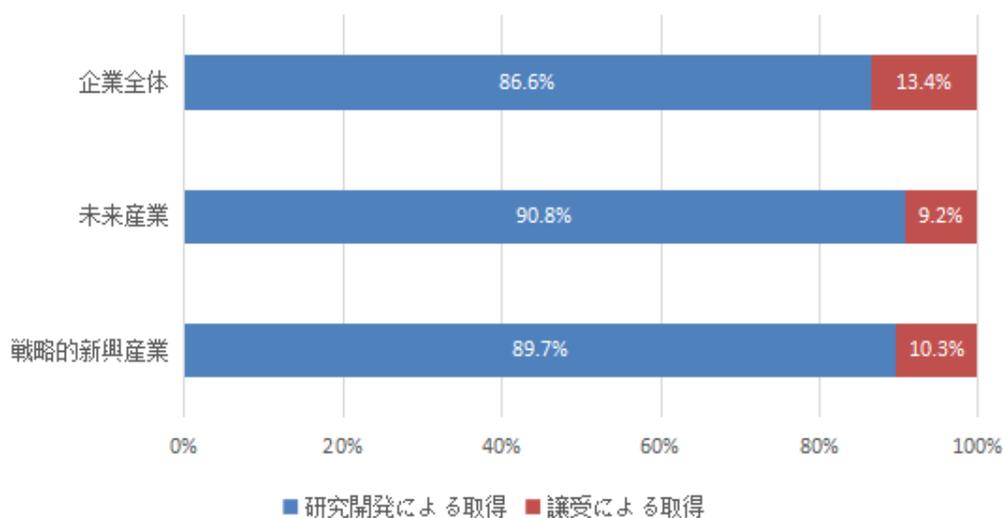


図3 産業別企業の発明特許取得方法

特許

3. 小型企業・零細企業における協力・委託研究開発による発明特許取得の活用傾向

小型企業および零細企業において、研究開発によって生み出された発明特許のうち、協力または委託研究開発を通じて取得された割合は、それぞれ 8.1% および 12.8% であった。これは、大・中型企業と比較して顕著に高い水準である（図 4 参照）。

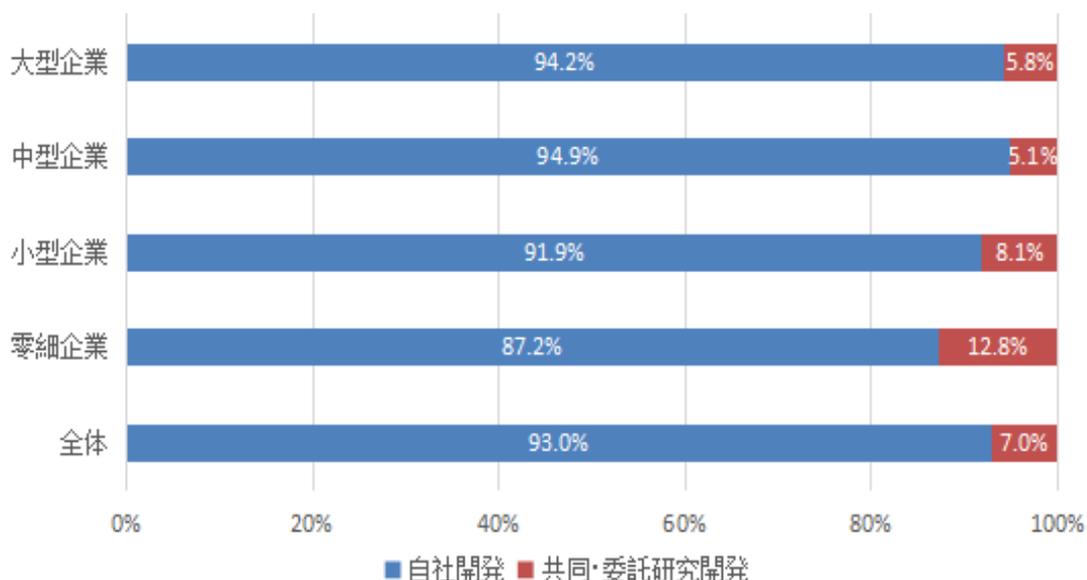


図 4 企業規模別の発明特許の研究開発方式

(二) 企業の特許研究開発への投入が着実に増大

1. 比較的高額な研究開発費を要した特許の割合が継続的に上昇

2024 年の調査によると、我が国の企業が研究開発によって取得した発明特許のうち、研究開発費支出が 50 万～100 万円であった発明特許の割合と、100 万円以上であった発明特許の割合は、それぞれ 18.2% および 17.8% であった。これらは、それぞれ前年比で 0.6 パーセントポイントおよび 0.2 パーセントポイント上昇しており、いずれも「第 14 次五カ年計画」期間以来、最高の水準である（図 5 参照）。

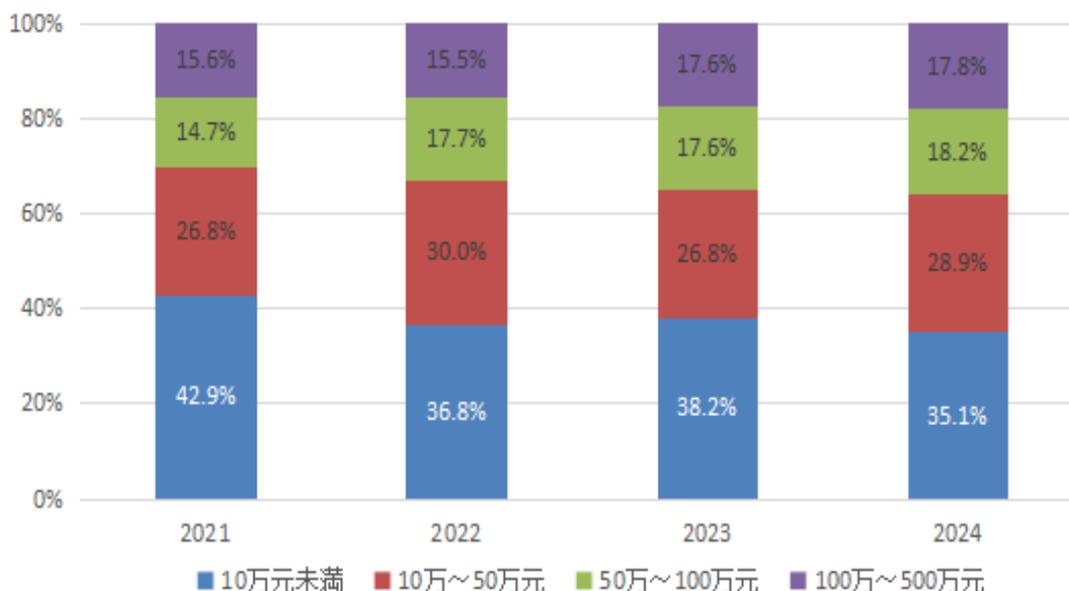


図 5 企業の発明特許に関する研究開発費支出額（2021年～2024年）

特許

企業規模別に見ると、零細企業では発明特許の研究開発費支出が10万円未満である割合が他の規模の企業よりも著しく高く、46.7%に達している。これは、零細企業の研究開発資金が相対的に不足していることをある程度反映している。一方、大型企業および中型企業では、発明特許の研究開発費支出が100万円以上である割合が明らかにもっと高い（図6参照）。

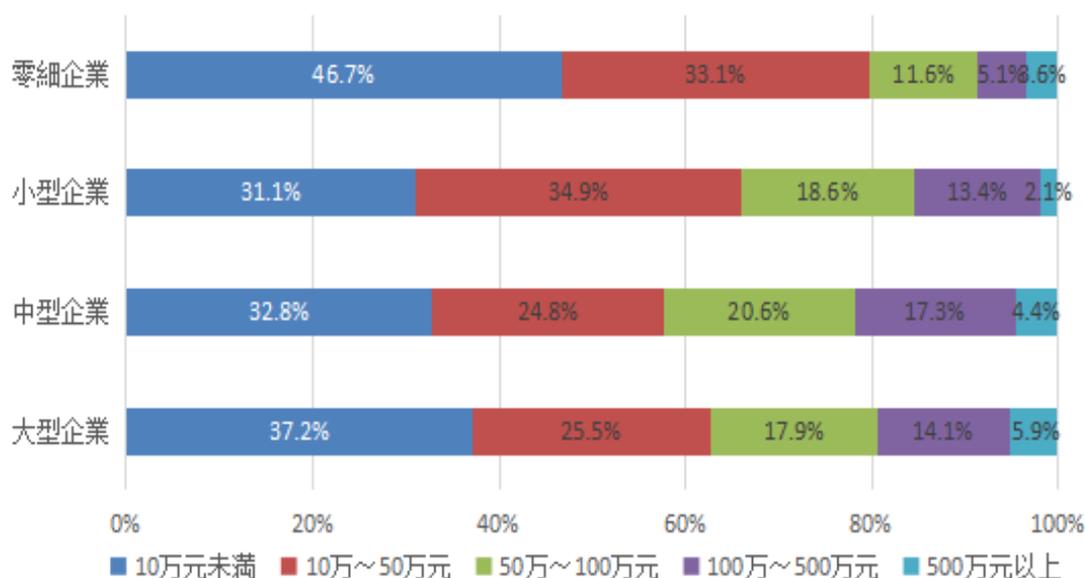


図6 企業規模別の発明特許の研究開発費支出額

2. 新興産業発明特許の研究開発における、より大きな資金投入の必要性

2024年の調査によると、戦略的新興産業および未来産業の分野における企業の発明特許では、その研究開発費支出が高額な区分に該当する割合が、相対的に高いことが示された。

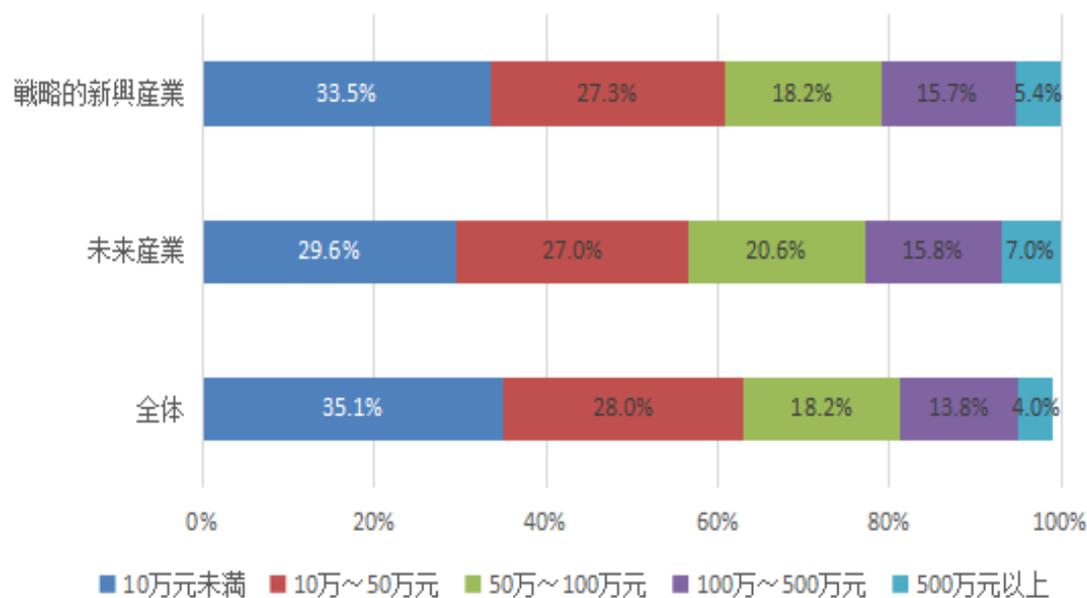


図7 戦略的新興産業および未来産業分野における企業の発明特許の研究開発費支出額

特許

(三) 産学研連携における企業の主導的地位の段階的な強化

1. 4割を超える企業特許権者が産学研連携によるイノベーションを実施

2024年の調査によると、大学または研究機関と研究開発連携を実施している企業特許権者の割合は41.0%であった。

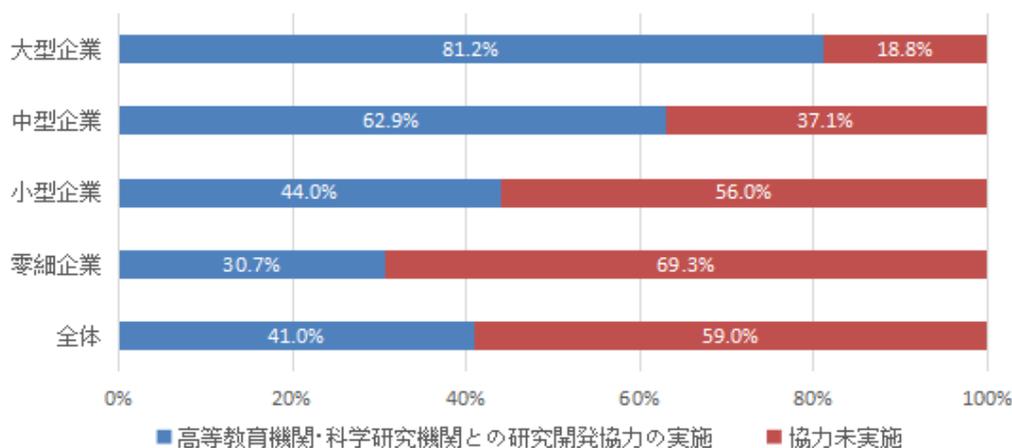


図8 企業と科学研究機関の研究開発における協力の状況

2. 産学研連携における企業の主導性の強化

産学研連携の方式別に見ると、2024年においては、企業のニーズに基づいて共同研究を実施する割合が最も高く、47.6%であった。これは前年（42.9%）比で4.7パーセントポイント上昇している。次いで多かったのは、大学または研究機関に技術コンサルティングや技術サービスを委託する方式で、42.3%であったが、これは前年比で14.4パーセントポイントと大幅に低下した。

3. 新興産業における産学研連携イノベーションの深化

戦略的新興産業および未来産業分野の企業が産学研連携を実施する割合はそれぞれ60.8%と68.1%であり、これは企業全体の平均のそれぞれ1.5倍と1.7倍に相当する。

4. 未来産業における産学研連携イノベーションの焦点：新技術応用とコア技術の課題解決

(四) 企業の研究開発活動における特許情報の広範な利用

1. 8割超の企業による研究開発活動における特許情報の活用

2024年の調査によると、83.1%の企業が研究開発プロセスにおいて特許情報を活用していた。

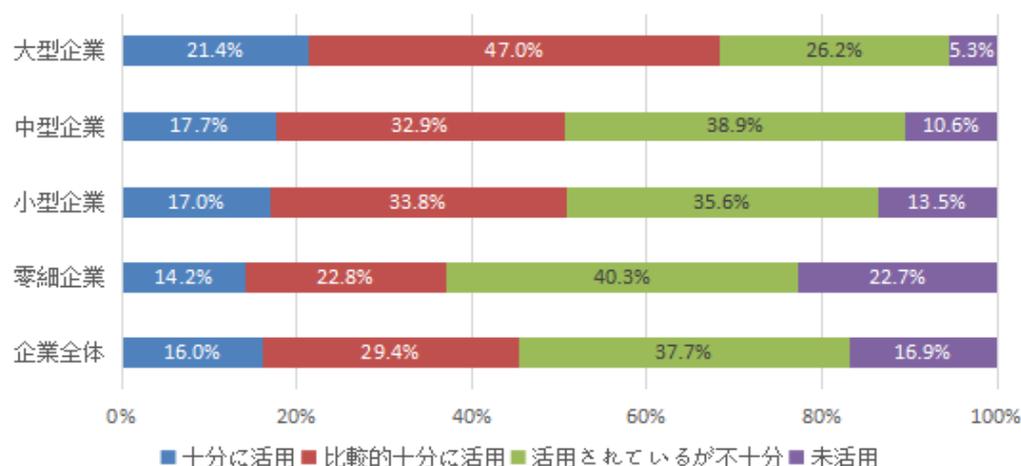


図12 企業規模別のイノベーション研究開発プロセスにおける特許情報の活用状況

特 許

2. 小型企業・零細企業の特許情報取得における公共チャンネルへの依存度が高い

企業規模別に見ると、大型企業では「市場化サービス機関及びサービス製品を主とし、公共サービス機関または公共サービス製品で補完する」方式で特許情報を取得する割合が最も高く、43.0%であった。一方、零細企業では「全て公共サービスに依存して」特許情報を取得する割合が最も高く、27.7%であった（図13 参照）。

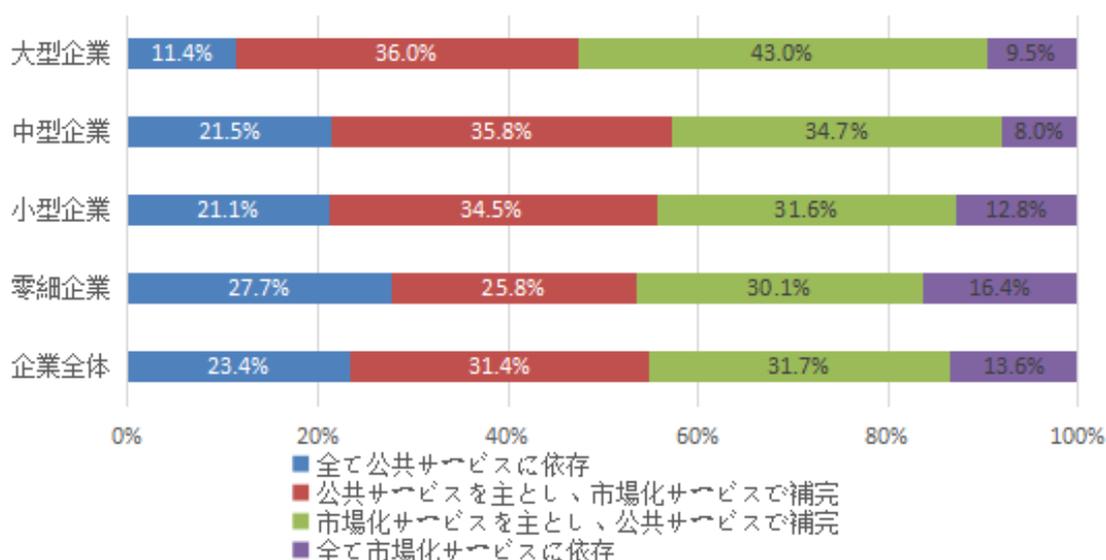


図13 企業の特許情報取得チャンネル

3. 専門人材と情報の適時性——特許情報利用における主な影響要因

企業が特許情報を利用する過程で存在する問題点について、「特許情報を深く利用して検索・分析できる専門人材が不足している」（46.4%）、「公開や審査の期間等の理由により、特許情報に遅れがあり、最新技術の研究開発において適時性が不足している」（44.4%）、及び「特許情報は理解しにくく、特許言語と研究開発言語には違いがある」（42.6%）と回答した企業の割合が比較的高く、いずれも4割を超えている。

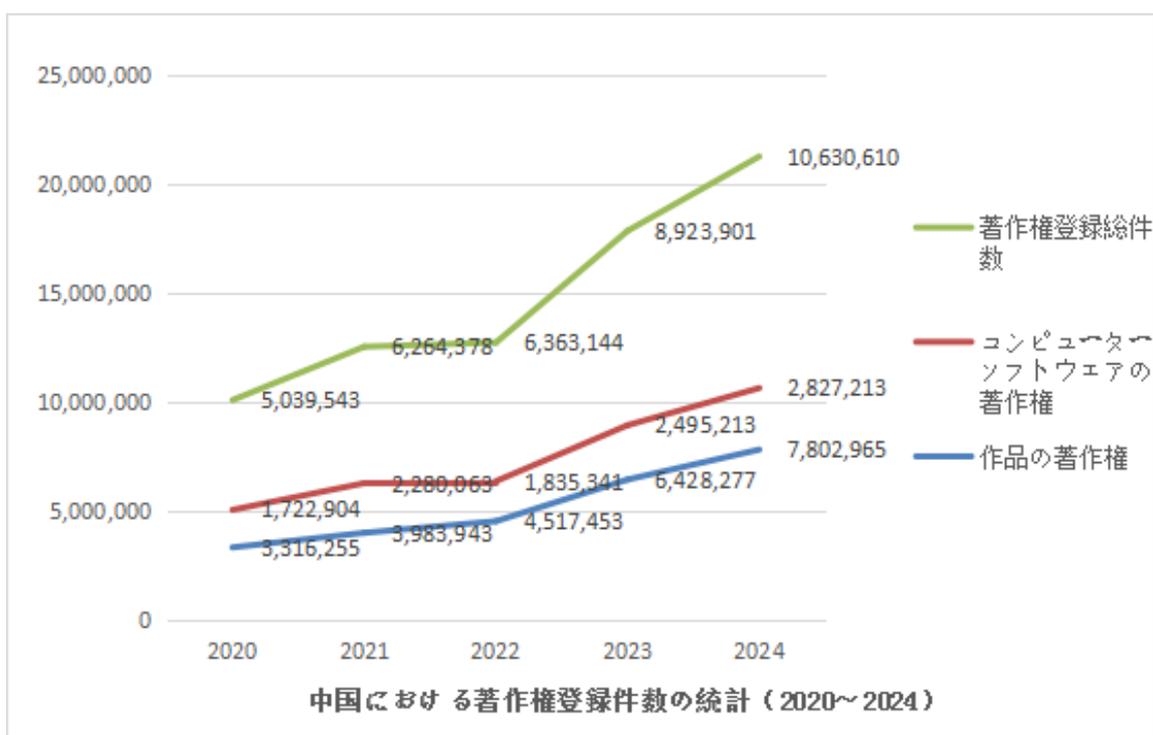
（出典：中国国家知識産権局『2024年特許調査報告』）

著作権

中国国家版權局、2024 年の全国著作権登録状況を公表

2025 年 2 月 28 日、中国国家版權局は 2024 年の全国著作権登録データを発表した。全国の著作権登録総数は 1063 万件余りとなり、前年比 19.13% 増加した。内訳を見ると、作品の著作権登録は 780 万件余りで、前年比 21.39% 増となった。美術作品、写真作品および文字作品がその大部分を占めている。コンピュータソフトウェアの著作権登録は 282 万件余りで、前年比 13.31% 増となり、登録は主に東部地域に集中している。著作権質権設定登録は 432 件で増加傾向を示したが、関連する契約額および担保価額は減少した。登録件数の伸びが著しかった省としては、北京、福建、山東などが挙げられる。

以下に、過去 5 年間の全国著作権登録の統計データを参考として示す。



（出典：国家版權局）

知的財産権

中国国家金融監督管理総局、国家知識産権局、国家版權局による「知的財産権金融エコシステム総合試行作業方案」の公布に関する通知

2025年3月4日、中国国家金融監督管理総局、国家知的財産権局、国家版權局が「知的財産権金融エコシステム総合試行作業方案」の公布に関する通知を発表した。その中で以下のことが述べられている。

商業銀行に対し、1000万元以下の知的財産権担保融資について、内部評価または銀行と企業の協議により価値を決定することを奨励する。政府部門に対して、知的財産権の価値評価においてデータ、モデル、システム面でのサポートを提供することを奨励する。条件の整った地域では、知的財産権の全体評価を価値評価の代替として試みることができるとしている。

担保期間中の特許年金を企業が前払いするなどの方法を用いることで、特許料未納による権利失効の回避を図る。

附記：

中国国家金融監督管理総局、国家知的財産権局、国家著作権局の3機関が連名で、北京、上海、江蘇、浙江、広東、四川、深圳、寧波などの地域で知的財産権金融エコシステム総合試行作業を展開することを発表した。

中国国家金融監督管理総局は、国家知的財産権局、国家版權局と共同で綿密な調査研究を行った上で、知的財産権が集中し、かつ基礎的な取り組みが比較的整っている地域を選定し、知的財産権金融エコシステム総合試行作業を展開することを決定した。問題の突破や経験の蓄積が得られた後、順次、他の地域に普及させる予定である。作業方案は、「知的財産権」を重要な要素として突破口とし、「問題指向」を貫き、登録、評価、処理、補償などの重要な段階で具体的な政策措置を提案している。



(出典：中国政府網)

知的財産権

『国務院による涉外知的財産権紛争処理に関する規定』が2025年5月1日より施行される

国務院総理の李強は最近、国務院令に署名し、『国務院による涉外知的財産権紛争処理に関する規定』（以下『規定』という）を公布した。同規定は2025年5月1日より施行される。

『規定』の要点を分析・整理した結果、主な革新点は以下の通りである。

- 1) 権利保護支援体制：基金、保険、公益プラットフォームを通じて企業のコストを削減する。
- 2) 国家安全志向：知的財産権紛争を国家安全および対抗措置と直接結びつける。
- 3) デジタル・コンプライアンス：越境紛争におけるデータセキュリティおよび技術輸出管理の重要性を強調する。

企業には、予めコンプライアンス体制を構築し、今後公表される関連細則（例：対抗措置リストに関する運用指針）に注目し、政府が提供する早期警戒・法的支援の仕組みを活用して国際的な紛争に対応することが推奨される。

（一部出典：中国政府網）